



令和7年度版

(令和7年4月～令和8年3月)

門川町家庭ごみ収集カレンダー



B地区 小松・大丸・小園・中山・城屋敷・五十鈴・南ヶ丘・南町1,2区・尾末東・旭町・中尾・後向・下納屋・平城東・平城西・梅ノ木・松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・城ヶ丘

この収集日程	もえるごみ	毎週火曜日・金曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション	ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション
	資源物(リサイクル品)	毎月第4水曜日	午前7時30分～午前8時30分まで	資源物ステーション		毎週木曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション 清掃工場への持ち込みはできません。
	もえないごみ	毎月第1水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション				

土曜日、日曜日、年末年始は収集しません。

※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

4 April

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

5 May

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6 June

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

7 July

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

8 August

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

9 September

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

10 October

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

11 November

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

12 December

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

1 January

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 February

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
・	・	・	・	・	・	・

3 March

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

区分	分別の方法 (ごみの分け方)										注意事項	
もえるごみ	生ごみ類(生ごみは水切りをして) 台所ごみ(調理くず、残飯・卵・貝がら)	製品プラスチック ※プラスチック製容器包装以外のもの	皮革製品 金属部分は外して 出して下さい。	家庭で剪定した 少量の小枝・木 板くず・草類 長さ50cm以内	天ぷら油 食用油は紙や 布などに しみこませるか 市販の固化剤で 固めて	テープ・カセット類 (本体・ケース)	ホッカイロ	紙おむつ 紙おむつの汚物は トイレに流して	紙くず・紙容器類 (汚れているもの)	布類	- もえるごみ、もえないごみ、プラス チック製容器包装、ペットボトルは 15～45Lの透明袋に入れて出し てください。 - 新聞や袋を使用して生ゴミ等を包 む場合は、必要最小限にして出し て下さい。 - 買い物袋(レジ袋)で出しているご みは収集できません。 - おもちゃ、電化製品の電池は抜い て出して下さい。 - 混入ごみ(種類の違うごみ)は収集 できません。 - 資源物は指定の資源物ステーショ ンにあるコンテナに種類ごとに出 してください。 ◎粗大ごみ(袋に入らないもの)は、直 接、清掃工場に搬入してください。 ◎台風などで雨風が強い時は、次の 決められた指定日に持ち出して下さい。	
もえないごみ	缶類(飲料以外) ペンキ・オイル缶他	ガラス類・陶磁器類	金属類	家電製品 電子レンジ・炊飯器・掃除機など	カセットボンベ・スプレー缶 カセットボンベ・スプレー缶	有害ごみ (別の小さな透明の袋に入れて出してください)						
資源物	缶類(アルミ缶・スチール缶)	びん類 (無色透明びん・茶色びん・その他のびん) コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたははずし、金属製のふたはもえないごみへ	紙パック類 紙パック(500ml以上のもの) ※内側がアルミ(銀色)のものは、 もえるごみになります。	新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類 (紙類(新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類)は雨の日は収集できません。)								
容器包装	プラマークがあるものが対象です。(きれいな状態で出してください。) ※汚れがとれない「プラ」はリサイクルできないため、もえるごみになります。 ※清掃工場への持ち込みはできません。											
プラスチック製 容器包装	袋を二重にしないでください。 パラパラにして入れる。	カップ・トレイ類 食品トレイを包んでいる ラップはもえるごみへ。	ボトル類	チューブ類	袋類	その他 ペットボトルのふた・ ラベル・発泡スチロール・ プラスチック製緩衝材・ 野菜や果物のネット	発泡スチロールは 必要に応じて 割って出して ください。	ペットボトル				
								飲料用・酒類・しょうゆ用・調味料用 ペットボトルのキャップ、ラベルは 必ずはずしてください。				
								 PET このマークがついているもの このマークが確認できるもの だけお出ください。				

収集できないごみ・清掃工場では受け入れられないごみ
消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など)
※販売店や処理業者等にご相談下さい。

家電リサイクル法の対象機器
“平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受け入れ出来ません。”
・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・保冷庫・保温庫・洗濯機・衣類乾燥機

清掃工場への搬入
① 搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。
② 搬入許可証がないと入場できません。
※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。
③ 必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

小型家電の回収について(お知らせ)
門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川勤労者総合福祉センター・かどがわ温泉の杜)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cm)に入るサイズが対象)し、ごみ減量化の促進に努めております。ご協力お願いいたします。
①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器
⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電卓 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯
⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品

事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について
事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。
※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考に、適切に処理を行って下さい。
※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。
①事業系一般廃棄物
事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)を言います。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理するか、直接清掃工場に搬入してください。
②産業廃棄物
産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えがら・汚泥・廃プラスチック・建築廃材などを言います。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。
●門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線2161)
●門川町清掃工場 電話63-5431